

死亡した方の準確定申告をする場合の記載例①

給与所得のみの方が年の途中で死亡した場合
(相続人や包括受遺者が1人で、付表の提出を省略)

手順1
7ページ参照

上段には、死亡した方について、下段には、相続人や包括受遺者について、それぞれ記入します。

手順2
8ページ参照

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

手順3
12ページ参照

相続人や包括受遺者名義の口座番号等を記入します。

相続人 国税 良子 個人番号 (XXXXXXXXXXXX)

FA0112

平成 28 年 7 月 1 日 平成 28 年分の 確定申告書 A

平成 28 年 3 月 1 日 死亡

住所: 相続人 〇〇市△△町X-X-X
相続人 〇〇市△△町X-X-X

氏名: 被相続人 国税 太郎
相続人 国税 良子

生年月日: 国税 太郎 〇〇年〇〇月〇〇日
相続人 国税 良子 〇〇年〇〇月〇〇日

収入金額等	給与	360000	課税される所得金額 (5-6)	000
	公的年金等			上の②に対する税額
所得金額	雑給与	0	税金の計	0
	配当一時			配当控除 (特定増改等) 区
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	60556	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	0
	生命保険料控除	23000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	0
	地震保険料控除		外国税額控除	0
	寡婦・寡夫控除	0000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	2720
	勤労学生・障害者控除	0000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	0
	配偶者(特別)控除	380000	申告納税額 (34-39)	2720
	扶養控除	0000	延納届出額	000
	基礎控除	380000	その他の	
	⑥から⑩までの計	843556	延納届出額	000
	雑損控除		配偶者の合計所得金額	
医療費控除		所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)		
寄附金控除		申告納税額 (34-39)		
合計	843556	延納届出額	000	

申告書の上部余白などに、相続人や包括受遺者の方の個人番号(12桁)を記入します。

死亡年月日を記入します。

相続人の印を押印します。

手順4
22ページ参照

手順5
26ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例③

80000
~~70000~~

所得控除の内訳
旧生命保険料

23,000 円

上段には、死亡した方について、
下段には、相続人や包括受遺者について、
それぞれ記入します。

手順1
7ページ参照

手順2
8ページ参照

手順3
12ページ参照

平成 28 年 1 月 2 日以降、平成 29 年 1 月 1 日までの間に死亡した方の平成 29 年度の住民税については、納税の義務はありません。

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

住所：被相続人 〇〇市△△町×-××-×
相続人 〇〇市△△町×-××-×

氏名：被相続人 ヲサビ ササキ 國税 本郎
相続人 國税 良子

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	船料 〇〇産業株式会社	360,000	2,720
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額合計		2,720	

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
源泉徴収	60,556		
合計	60,556		

所得控除の内訳

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項			

住民税に関する事項

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所

16歳未満の扶養親族 個人番号

給与・公的年金等に係る所得以外 (平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額控除額

寄附金 都道府県・市区町村 条 例 都道府県 市区町村

税割控除 住所の共同組合、任意組合

特別適用条文等

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー (個人番号) を記入します。

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

(参考) 「給与所得の源泉徴収票」

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×		(受給者番号)	
		(役職名)	
		氏名 (フリガナ) コクセイ タロウ	
		氏名 国税 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	360 000		2 720
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)
有 配偶者		特定 老人 その他	障害者 老人 その他
有 配偶者		人 人 人	人 人 人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
60	556		
(摘要)			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	企業連帯保険料の金額
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除(1)の金額	住宅借入金等特別控除(2)の金額	住宅借入金等特別控除(3)の金額
控除対象配偶者	氏名	区分	控除対象配偶者の合計所得
控除対象扶養親族	氏名	区分	16歳未満の扶養親族
1			
2			
3			
4			
未成年者	氏名	区分	中絶・退職
外国人			
障害者			
本人が障害者			
その他			
受給者生年月日	年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日	
	○ 28 3 1	○ 35 8 1	
支払者	住所(届出)又は所在地	〇〇区〇〇×-××-×	
	氏名又は名称	〇〇産業株式会社	
		(電話) ××-×××××-××××	

作成に当たっての留意事項

- 死亡した方の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者(死亡した方から包括遺贈を受けている方をいいます。)が提出する確定申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日(例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日)までに提出してください。
なお、死亡した方の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税(その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。)が無申告であったことにより提出する確定申告書については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。
- 相続人等が1人の場合には、この記載例のとおり付表の提出を省略して差し支えありません。
- 相続人等が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と付表は、それぞれ相続人等を通じて1枚で足ります(「[死亡した方の準確定申告をする場合の記載例②](#)」を参照してください。)。
なお、あなたの個人番号を他の相続人等が閲覧できる状態になることを防止するために、他の相続人等と一緒に申告せず、他の相続人等とは別に確定申告書と付表を提出することも可能です。

◆ 個人番号の記載等について

- 平成28年分準確定申告に当たっては、①相続人等の個人番号の記入及び②相続人等に係る本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
相続人等が2人以上いる場合の個人番号の記入方法については、「[死亡した方の準確定申告をする場合の記載例②](#)」を参照してください。
また、本人確認の詳細については、国税庁ホームページ「[社会保障・税番号制度<マイナンバー>](#)」(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。
- 申告書の控えを作成される場合は、**その控えに相続人等の個人番号を記入していただく必要はありません。**
なお、申告書の控えは複写式になっており、記入していただいた個人番号が控えに複写される場合がありますので、その控えを使用する場合には、**複写された個人番号をマスキングするなどの対応をお願いいたします。**